

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p data-bbox="537 625 1121 678">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="575 898 1092 940">2024年 9月20日実施</p> <p data-bbox="575 1570 1110 1612">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1448 892 1578 919">実施日の変更</p>	<p data-bbox="1932 625 2516 678">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="1970 898 2487 940">2025年 8月 1日実施</p> <p data-bbox="1970 1570 2504 1612">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p data-bbox="448 527 1219 590">2024年9月5日付 本第31 届出</p>	<p data-bbox="1451 533 1581 558">届出日の変更</p>	<p data-bbox="1846 527 2614 590">2025年7月11日付 本第18号 届出</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p>1. ～14. 略</p> <p>15. 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14-1および14-2の規定により算定した工事費および工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。)</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p> <p>(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事(工事費が、10万円以下の工事をいいます。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部または一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p> <p>(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき</p>	<p>内規での変更に伴い、小規模な工事の基準価格を変更</p>	<p>1. ～14. 略</p> <p>15. 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態となった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14-1および14-2の規定により算定した工事費および工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。)</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p> <p>(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事(工事費が、20万円以下の工事をいいます。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部または一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。</p> <p>(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。</p> <p>① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき</p> <p>③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき</p> <p>④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>16. ～ 22. 略</p> <p>23. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1(2)のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.102円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金－0.102円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>(備考)</p> <p>上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 26,340円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表第6の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> $\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7591 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0066 \end{aligned}$ <p>(備考)</p> <p>トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p>	<p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い変更 (小売供給約款単価×1.2)</p> <p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い変更 (小売供給約款と同様)</p> <p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い変更 (小売供給約款と同様)</p>	<p>16. ～ 22. 略</p> <p>23. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1(2)のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.100円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金－0.100円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>(備考)</p> <p>上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 83,460円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表第6の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> $\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9003 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0394 \end{aligned}$ <p>(備考)</p> <p>トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p>

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款																
<p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>[2] 略 2. ~ 4 4. 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、2024年 9月20日から実施いたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第1) ~ (別表第5) 略 (別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>1. 秋田支社地区 (1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="359 1115 1279 1184"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,056.00円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="359 1230 1279 1299"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>201.67円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(4) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="359 1570 1279 1640"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,095.60円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="359 1707 1279 1776"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>196.00円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月およびガスメーター1個につき	1,056.00円	1立方メートルにつき	201.67円	1か月およびガスメーター1個につき	1,095.60円	1立方メートルにつき	196.00円	<p>実施日の変更</p> <p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い基本料金および基準単位料金を変更 (小売供給約款単価×1.2)</p> <p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い基本料金および基準単位料金を変更 (小売供給約款単価×1.2)</p>	<p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>[2] 略 2. ~ 4 4. 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、2025年 8月 1日から実施いたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第1) ~ (別表第5) 略 (別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>1. 秋田支社地区 (1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1754 1115 2674 1184"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,452.00円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1754 1230 2674 1299"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>294.52円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(4) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1754 1570 2674 1640"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,676.40円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1754 1707 2674 1776"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>262.46円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月およびガスメーター1個につき	1,452.00円	1立方メートルにつき	294.52円	1か月およびガスメーター1個につき	1,676.40円	1立方メートルにつき	262.46円
1か月およびガスメーター1個につき	1,056.00円																	
1立方メートルにつき	201.67円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,095.60円																	
1立方メートルにつき	196.00円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,452.00円																	
1立方メートルにつき	294.52円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,676.40円																	
1立方メートルにつき	262.46円																	

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款																
<p>(5) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="356 357 1276 430"> <tr> <td>1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td>1, 6 5 2. 6 4円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="356 493 1276 567"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1 7 2. 8 1円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金</p> <p>②の基準単位料金をもとに2 3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(6) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="356 829 1276 903"> <tr> <td>1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td>5, 9 4 0. 0 0円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="356 966 1276 1039"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>1 6 4. 0 5円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金</p> <p>②の基準単位料金をもとに2 3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第7) ~ (別表第10) 略</p>	1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 6 5 2. 6 4円	1 立方メートルにつき	1 7 2. 8 1円	1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 9 4 0. 0 0円	1 立方メートルにつき	1 6 4. 0 5円	<p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い基本料金および基準単位料金を変更 (小売供給約款単価×1.2)</p> <p>小売供給約款に定めるガス料金の改定に伴い基本料金および基準単位料金を変更 (小売供給約款単価×1.2)</p>	<p>(5) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1751 357 2671 430"> <tr> <td>1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td>2, 3 9 0. 5 2円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1751 493 2671 567"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 3 2. 6 6円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金</p> <p>②の基準単位料金をもとに2 3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(6) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1751 829 2671 903"> <tr> <td>1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td>6, 6 8 4. 4 8円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1751 966 2671 1039"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>2 2 3. 9 0円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金</p> <p>②の基準単位料金をもとに2 3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第7) ~ (別表第10) 略</p>	1 か月およびガスメーター1 個につき	2, 3 9 0. 5 2円	1 立方メートルにつき	2 3 2. 6 6円	1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 6 8 4. 4 8円	1 立方メートルにつき	2 2 3. 9 0円
1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 6 5 2. 6 4円																	
1 立方メートルにつき	1 7 2. 8 1円																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 9 4 0. 0 0円																	
1 立方メートルにつき	1 6 4. 0 5円																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	2, 3 9 0. 5 2円																	
1 立方メートルにつき	2 3 2. 6 6円																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 6 8 4. 4 8円																	
1 立方メートルにつき	2 2 3. 9 0円																	